

岩手県告示第89号

令和5年1月20日付け岩手県報第12263号登載保安林の指定施業要件の変更予定（令和5年岩手県告示第30号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

令和5年2月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更する予定の森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更する予定の森林の所在場所 遠野市宮守町達曾部37地割110の14、宮守町下鱒沢33地割153の1、153の2

(2) 所在が不分明である通知の相手方 合名会社宮沢商店、高田弘之

2 通知の内容を掲示した場所 遠野市役所